

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年6月2日から令和2年6月18日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

交流共創部 観光文化振興課及びスポーツ振興課

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 観光文化振興課

ア 物品供給契約において、納品書の提出を受けていないものがあった。

【物品等供給契約約款第12条】

イ 補助金交付事務において、実績報告書の収支精算書に誤りがあった。

【補助金等交付規則第12条】

ウ エアコン取替工事で設置したエアコン及びパネルスクリーンの備品登録がされていなかった。

【財産管理規則第33条】

エ 指定管理者が収受した利用料金が、速やかに指定金融機関に振り込まれていなかった。

【指定管理者業務仕様書】

(2) スポーツ振興課

ア 契約事務において、以下のとおり不備が見受けられた。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由が不明確なものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

- (イ) 請書に不要な印紙が貼付されていた。 **【印紙税法】**
- (ウ) 委託契約書に添付された個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等の届出及び作業場所の報告がされていなかった。
【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条及び第4条】
- (エ) 業務委託変更契約書において、変更による委託金額は、増減額分を記載すべきところを、変更後の額が記載されていた。 **【契約規則第27条】**
- (オ) 補助金交付事務において、補助金交付決定通知書が補助対象者に通知されていないものがあつた。また、事業完了日から30日以内に事業報告されていないものがあつた。 **【補助金等交付規則第5条、第9条】**
- (カ) 仕様書において、契約締結前に各種書類等を受領する条項があつた。
【契約規則第2条】
- (キ) 契約期間の開始日以降の日付で契約しているものがあつた。 **【契約規則第26条】**
- イ 被服等の貸与について、貸与する被服等の品目、数量及び期間を定めていなかった。また、被服整理簿が作成されていなかった。 **【職員被服等貸与規程第4条、第14条】**
- ウ 目的外利用許可期間が1年であるにも関わらず、行政財産目的外使用許可について月次で調定していた。 **【予算決算会計規則第26条】**
- エ 行政財産目的外使用許可に係る使用料の徴収について、届出がないものに分割納付を許可していた。 **【行政財産目的外使用条例第3条】**
- オ 公印の使用について、雇用通知書の控えに公印を押印しているものがあつた。
【公印規則第8条】